行政財産使用料徴収の不備

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 教育庁  教育振興室  　　保健体育課 | 行政財産の使用許可について、使用料を徴収していないものがあった。  施設名：大阪府立門真スポーツセンター   |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | | 種別 | 許可数量 | 目的 | 年間使用料 | 許可期間 | | 土地 | 1,591.16㎡ | 高圧電線の下敷 | （注１）  1,429,000円 | H30.４.１～R３.３.31 |   （注１）H31.４．１～R２.３.31までにかかる使用料について、使用者へ納入通知書を発行して  いなかった。 | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。  【行政財産使用料条例】  (使用料の納付)  第２条　行政財産の使用をしようとする者は　使用料を納付しなければならない。  (納付の時期)  第四条　使用料は、使用開始の日前に全部を納付させなければならない。  【行政財産使用許可書】  第６　使用料は、別に発行する納入通知書により、その定めるところに従って納付しなければならない。 | 過年度収入として、設置者から使用料の徴収を行った。  また、会計事務を担当する職員を対象とした課内研修を実施し、使用料の徴収漏れがないよう周知徹底を図った。  　今後は、法令等に基づき、適正な事務処理を行う。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和-年-月-日、事務局：令和元年６月３日から同年７月11日まで）